

## 目的

令和6年1月に発生した能登半島地震においては、人命救助やライフラインの早期復旧、孤立集落への交通確保のための道路啓開の重要性が再認識された。これを踏まえ、令和7年に道路法を改正し、道路啓開計画が法定化された。

中部地方では、南海トラフ地震による甚大な地震・津波被害が広範囲に想定されており、発災時に緊急車両の通行を確保し、迅速な救命・救助活動等を支援する道路啓開が極めて重要である。道路啓開作業を迅速かつ円滑に実施するために実効性のある道路啓開計画を作成する。

## 計画の概要

### 第1章 はじめに

- ・計画策定の背景、目的、計画の位置づけ

### 第2章 対象とする災害

- ・震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に発生し、沿岸地域に巨大津波の襲来が想定される「南海トラフ地震」クラスの地震・津波災害を対象

(計画対象範囲：「南海トラフ地震」で震度6弱以上の強い揺れが想定されている、中部ブロックの長野県（南部）、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)

### 第3章 道路啓開の目標

- ・津波により甚大な被害が想定される太平洋沿岸部の被災地内ルートまでを、救命・救助活動において極めて重要な時間となる、発災後概ね72時間以内に啓開

### 第4章 優先的に道路啓開を実施する路線・区間

- ・南海トラフ地震における具体計画や各県の広域支援計画を基に、広域応援部隊の進出や救助活動を行うための拠点を選定し、優先的に道路啓開を実施する路線・区間を設定

#### 【優先啓開路線の設定にあたり目標とすべき拠点】

広域進出拠点	・災害発生直後、直ちに広域応援部隊が被災地方面に向かって移動する際の一次的な目標となる拠点（大規模な広域防災拠点を含む）
進出拠点	・広域応援部隊が応援を受ける被災県に向かって移動する際の目標となる拠点
救助活動拠点	・各部隊が被災地において部隊の指揮、宿営、資機材集積、燃料補給等を行うため、速やかに確保すべき拠点

上記の他、人命救助や緊急物資輸送のための防災拠点を別途設定

#### 【優先的に啓開を実施する路線・区間、啓開目標】

広域支援ルート (くしの軸)	・比較的被害が少ないことが想定される内陸部の幹線道路で、広域応援部隊が広域進出拠点および進出拠点へ移動するためのルート	発災から概ね24時間以内を目標
被災地進出ルート (くしの歯)	・広域支援ルートから沿岸部の被災地内ルートや被災地周辺の救助活動拠点等へ向かうためのルート	発災から概ね48時間以内を目標
被災地内ルート	・甚大な被害が想定され、孤立の危険性が高い沿岸部の被災地内を通るルート ・被災地内の救助活動拠点等に向かうためのルート	発災から概ね72時間以内を目標

これらのルートから各拠点を結ぶ拠点アクセスルートを別途設定

## 第5章 道路啓開の方法

### 1) 道路啓開の作業手順

- ・道路管理者のほか、警察、消防、自衛隊、建設関連団体、ライフライン事業者等の関係機関が共通の目的のもと連携して行動できるようタイムラインを設定
- ・発災から道路啓開作業実施に至るまでの手順等について各機関が実施すべき事項を明確化

### 2) 管理区分を超えた道路啓開の実施

- ・発災直後の円滑な道路啓開に向け、道路法22条の3に基づき、国が本来道路管理者に代わり道路啓開を行うことができる路線・区間（「直轄啓開予定道路」と発動条件を設定
- ・円滑な直轄啓開のため、管理状況に関する必要な情報を平時から共有

### 3) 啓開を実施する業者の範囲

- ・あらかじめ道路啓開を実施する建設業団体等の担当範囲を設定

## 第6章 資機材の備蓄・調達

- ・被災想定を路上の瓦礫堆積・噴砂（液状化）、橋梁段差、斜面崩壊として被災量算出
- ・上記を基に、必要な資機材等を算出し、資機材等備蓄量とともに不足量について整理
- ・不足量の対応として、地域を跨ぐ広域支援やレンタル協会との協定活用で調整
- ・このほか、道路管理者が保有する災害対策用建設機械、さらには燃料調達体制についてもあらかじめ整理

## 第7章 実践的な訓練

- ・土砂・瓦礫撤去、倒壊電柱・倒木撤去などの実動訓練と被災状況の把握・共有等の情報伝達に関する訓練のメニューを組み合わせ、ブロック単位等で年1回以上実施する訓練計画を策定
- ・訓練は道路管理者のほか、警察、消防、自衛隊、建設関連団体、ライフライン事業者等の参加も調整したうえで実施

## 第8章 情報収集・伝達

- ・道路管理者と関係機関の役割を整理し、情報共有・連絡体制を系統図で整理
- ・系統図においては、孤立集落情報やライフラインの情報を収集する体制についても整理
- ・通信障害発生時に備えた、衛星携帯などの配備箇所を整理
- ・速やかな道路啓開と緊急的な被災地支援のため、ライフライン事業者（電力、通信、上下水道、ガス）等と、現場レベルで必要な連絡調整を行う情報連絡会議（仮）を設置

## 第9章 その他

- ・5年に1回の計画見直しを行うことを基本とし、必要な対策の充実を図る旨を記載
- ・他ブロックなどからの応援を受けるための岐阜県・長野県における広域支援ルート（被災地外）を設定
- ・啓開ルート沿線の「道の駅」の位置を地図上に記載するとともに、防災機能の現状等を整理し、防災機能の向上を図る「道の駅」について検討
- ・地理的要因により被災地へのルートが限定されるなど、早期の被災地アクセスにおける地域の道路ネットワークの課題等について整理
- ・豪雨や火山災害（富士山の噴火）等の自然災害との複合災害が発生した際の被災シナリオを設定し、リスク・課題についてあらかじめ関係者間で認識を共有